

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 28 日

畜水産業関係団体 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（飼料検査指導班担当）

押印等を求めていた飼料安全法関係通知の一部改正について（ご案内）

日頃より飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に関係する事務手続きについて御理解、御協力をくださりありがとうございます。

令和 2 年 12 月 21 日付けで法令に基づく手続きに係る押印規定の見直しについてご案内いたしました。本日付けで、通知に基づく押印についても下記のとおり様式から「印」を削る等の改正が行われましたのでお知らせいたします。

押印なしで文書を提出されるに当たって御留意いただきたい事項は、12 月 21 日付けでご案内しましたとおりです。引き続きご案内の事項について御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

## 記

- 1 様式から「印」の表記を削除（「氏名の自署」による代替規定があった場合はこれも削除）した通知は以下のとおりです。
  - （1）「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（昭和 56 年 7 月 27 日付け 56 畜 B 第 1594 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）
    - ・・・該当する様式：暫定値承認申請書
  - （2）「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
    - ・・・該当する様式の例：製造業者専用表示承認申請書、飼料製造管理者届、等
  - （3）「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
    - ・・・該当する様式の例：センター確認申請書、等

- (4) 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)  
 ……該当する様式の例：大臣確認申請書、等
- (5) 「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について」(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)  
 ……該当する様式の例：飼料転用に係る安全確認の申出、等
- (6) 「国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針について」(平成22年2月2日付け21消安第11433号農林水産省消費・安全局長通知)  
 ……該当する様式：残留基準設定の要請書

2 「飼料等検査実施要領の制定について」(昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知)の押印規定を以下のように改正しました。

改正後	改正前
<p>別記 飼料等の収去等の方法</p> <p>I (略)</p> <p>II 試料の保管方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名及び<u>封印</u>を行う。          ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の<u>封印</u>に立ち会えない場合にあつては、検査職員が<u>封印</u>することについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名及び<u>封印</u>を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>別記 飼料等の収去等の方法</p> <p>I (略)</p> <p>II 試料の保管方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名<u>押印</u>及び<u>割印</u>を行う。          ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の<u>割印</u>に立ち会えない場合にあつては、検査職員が<u>割印</u>することについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名<u>押印</u>及び<u>割印</u>を行う。</p> <p>4 (略)</p>